

【答申の概要】（諮問第240号）静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求

| | |
|---------|---|
| 件名 | 静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求 |
| 本件対象公文書 | <p>文書1…平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書</p> <p>文書2…2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。</p> |
| 非開示理由 | 条例第11条第2項（不存在による非開示） |
| 実施機関 | 静岡県警察本部長 |
| 諮問期日 | 令和4年9月8日 |
| 主な論点 | 公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。 |

審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

審査請求人は、以前にも本件開示請求及び本件審査請求と類似した内容の開示請求及び審査請求を行っており、当審査会は諮問を受け、別記3のとおり実施機関の決定を妥当とする答申（以下「先例答申」という。）を行っている。本件審査請求について判断をするに当たっては、先例答申を参酌しつつ検討する。なお、別記3については、説明の都合上、一部文章を並び替えた上で付番し直し、別記2の本件対象公文書1及び本件対象公文書2と、先例答申における対象公文書1及び対象公文書2を対比させている。

(1) 公文書特定の妥当性について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の公文書の名称欄には別記1のとおり記載されているところ、実施機関は、開示請求書の不備について補正命令書を発出し、「あなたが開示を求める文書は、次のとおりであると理解できますが、あなたの請求内容では、次のとおりであると特定することが難しいため、開示請求したい公文書の名称又は内容を、明確かつ具体的に「補正書」に記載してください。」とした上で、本件対象公文書を記載した。

イ これに対して審査請求人は、請求している公文書は本件開示請求書に書いた別記1のとおりであるのに、実施機関は、別記2のものであると改ざん・書き換え・ねつ造しているとして、補正に応じていない。

ウ 対象公文書が存在しない場合、対象公文書特定の適否は非開示決定通知書の記載により判断すべきところ、非開示決定通知書には別記1に掲げる開示請求書の内容が転記されているため、形式的には特定は妥当である。しかしながら、審査請求人が実施機関の対応に異議を唱えていることから、実施機関が実質的にどのような特定を行ったのか確認する必要がある。

エ 弁明書によると、実施機関が実質的に特定を行ったのは別記2に掲げる本件対象公文書1及び本件対象公文書2であるため、どのように特定を行ったのか、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、開示請求書の記載内容により対象公文書を推察し特定しているとのことであった。

オ そこで、本件対象公文書1及び本件対象公文書2の内容が、本件請求1及び本件請求2の内容に相当するものであるか、検討する。

カ 本件請求1と本件対象公文書1とを比較すると、本件対象公文書1では平成24年2月から3月までの間に期間が限定されている。これについて実施機関に確認したところ、先例答申に係る開示請求の際に、「鉛筆書きの《時間外勤務実績報告書》」の写しが添付されており、その期間が平成24年2月から3月までのものであったため、具体的にこの勤務時のものを特定したとの説明があった。このことから、本件対象公文書1として平成24年2月から3月までの間のものを特定したことは妥当である。その他は表現方法が異なるものの、本件請求1の内容に相当するものと認められる。

キ 本件請求2と本件対象公文書2とを比較すると、本件請求2では「ねつ造の根拠」とされている部分が、本件対象公文書2では「変更するとした根拠」とされている。「ねつ造」と「変更」とでは意味は異なるものの、実施機関が「英語が話せなくても問題ない。」と回答したとする行為を、審査請求人は「ねつ造」と捉え、実施機関は「変更」と捉えているのであって、表現方法の相違に過ぎないものである。その他も表現方法が異なるものの、本件対象公文書2は本件請求2の内容に相当するものと認められる。

ク 以上のことから、実施機関が行った特定は妥当である。

(2) 本件決定の妥当性について

当審査会は先例答申において、実施機関が対象公文書を保有していないとして行った公文書非開示決定を妥当と判断している。本件対象公文書が、先例答申における対象公文書と同一内容又はそれに含まれるものであれば、本件決定も妥当であるといえることから、以下検討する。

ア 本件対象公文書1の保有の有無について

(ア) 先例答申における対象公文書1と、本件対象公文書1を比較すると、平成24年2月から3月までの間の〇〇警察署職員を対象としているという点は同じであるが、先例答申における対象公文書1が、時間外勤務実績の報告方法について記載された文書であるのに対し、本件対象公文書1は、時間外勤務実績報告書を鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠等である。時間外勤務実績報告書を鉛筆書きで作成するということは、時間外勤務実績の報告方法に含まれることであるため、本件対象公文書1の内容は、先例答申における対象公文書1の内容に含まれる。

(イ) 時間外勤務実績の報告方法そのものという、より広い範囲を対象とする先例答申における対象公文書1が不存在である以上、上司・課長が鉛筆書きで作成するように命令した根拠という、先例答申における対象公文書1に含まれる内容を対象とする本件対象公文書1は当然存在しないといえることから、本件対象公文書1を保有していないとする実施機関の主張は妥当である。

イ 本件対象公文書2の保有の有無について

(ア) 本件対象公文書2は、「静岡県警が応募資格を変更するとした根拠となる部内規程」(以下「規程類」という。)と、「その他応募資格変更を決定したことが記載された文書」(以下「変

更文書」という。)の2つに分けられる。このうち、規程類は先例答申において検討を行っていないことから、まず変更文書について、先例答申との差異を検討する。

- (イ) 先例答申における対象公文書2と、変更文書を比較すると、2011～2012年度・研究グループ交換(GSE)メンバー募集に関する文書であることは同じであるが、先例答申における対象公文書2が、募集要項の応募資格が変更された理由が記載された文書であるのに対し、本件対象公文書2は、応募資格変更を決定したことが記載された文書である。
 - (ロ) 先例答申における対象公文書2と、変更文書は同一内容ではないものの、変更文書が作成されたとすれば、当該文書は部外団体が主催する研修に係るファイルに含まれるものであり、作成された時期は研究グループ交換(GSE)メンバー募集のあった平成23年であると推定される。そのため、先例答申における対象公文書2と同様に平成26年に3年の保存期間が満了していると思料され、実施機関が保有していないことは首肯できる。
 - (ハ) 本件対象公文書2のうち、規程類は部外団体が主催する研修に係るファイルには含まれず、保存期間が3年であるともいえないことから、以下検討する。
 - (ニ) 実施機関は、命令事項を示達する文書等として静岡県警察の文書管理に関する訓令(平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。)で規定されている訓令及び例規通達を確認するとともに、関係所属において本件請求2に係る公文書の探索を行ったが確認できなかったと主張する。
 - (ホ) 文書管理訓令を確認したところ、訓令とは本部長が職務運営の基本的事項について職員に対して指揮命令するもの、通達とは本部長が所管事項についてその細目的命令事項を示達するもの、例規通達とは通達等のうちその効力が3年以上であって、廃止の手続を必要とするものと記載されており、規程類の探索を行う範囲として不自然、不合理な点はない。
 - (ヘ) 本件請求2の内容を満たす公文書を確認すべく上記(ロ)のとおり探索を行ったが、規程類を確認できなかったとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。
 - (ニ) 以上から、実施機関は規程類及び変更文書の双方を保有していないと認められるため、本件対象公文書2を保有していないとする実施機関の主張は妥当である。
- (3) その他審査請求人の主張について
審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

(1) 本件請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定(内部判断)・法・約束を提出するよう請求する。

(2) 本件請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の〇〇課長と副署長に電話で回答した。その静岡県

警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。

別記2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書

(2) 本件対象公文書2

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。

静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。

別記3 先例答申 令和5年6月21日付け静情審第6号（一部抜粋し、便宜上並び替えて付番し直したもの）

1 開示請求の内容

(1) 請求1

時間外勤務実績報告書は全県的にPC入力するのだそうですが、その報告書は紙に鉛筆書きすることは有るのでしょうか。いつから何にどの様に入力すると決められているのか公文書としてどの様に約束されているのか決まり書（指示書）を開示してください。

(2) 請求2

ア 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、〇〇GSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求めます。

イ 上記の文の意味は、その理由の説明を求めます。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておられません。ゆえに、その説明を求めます。その説明の情報の開示を求めております。

2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間において、〇〇警察署の職員が時間外勤務実績を報告するに当たり、報告方法が記載された文書で〇〇警察署が保有しているもの

(2) 本件対象公文書2

ア 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が〇〇

署に送った募集要項

イ 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

3 審査会の判断

(1) 本件請求1について

平成24年2月、3月当時の〇〇警察署を含む実施機関における時間外勤務の報告方法の実態について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 時間外勤務に関する規程として、基本的な事項を定めた静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年静岡県警察本部訓令第7号。以下「休暇等管理訓令」という。）が存在する。

イ 休暇等管理訓令第10条において、時間外勤務に関する項目として、時間外勤務の限度時間やその例外となるケース、人事異動の際の引継ぎ等の定めがある。しかし、いずれの項目も、所属長が時間外勤務を命じる際の定めであり、職員が時間外勤務を報告する際の報告方法についての記載はない。

ウ 規程類に限定せず、対象となる公文書を探索したが、時間外勤務の報告方法について定めた公文書の存在は、認められなかった。

(2) 本件請求2について

ア 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書2の扱いについて

(ア) 本件対象公文書2を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。

(イ) 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。

(ウ) 任免関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は3年としている。

(エ) 本件請求1の対象とされた2011年から2012年の募集要項等については、平成23年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第50条の規定により、平成23年の翌年の初日から起算して3年が満了する平成26年末までが保存期間となる。

イ 本件対象公文書2の保有の有無について

(ア) 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。

(イ) 上記から、本件対象公文書2を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

(ウ) なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を10年又は30年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書1に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書1の保存期間が満了した後のことである。